

フランス絶対王政期の地方長官補佐について  
——アンジエ管区を中心に——（二・完）

林  
田  
伸  
一

はじめに

第一章 アンジェの地方長官補佐

第一節 トゥール地方長官府とアンジェ地方長官補佐管区

第二節 アンジェの地方長官補佐たち

第三節 地方長官補佐事務所

第二章 地方長官補佐の活動

(以上 第二四集)  
(以下 本号)

第一節 活動の原則と手続き

第二節 情報提供

第三節 執行

第三章 地方長官補佐の活動の特徴

第四章 地方長官補佐の機能

おわりに

## 第二章 地方長官補佐の活動

### 第一節 活動の原則と手続き

本章では、地方長官補佐が実際にどのような活動をしていたかを見ていく。だが、その前に地方長官補佐がどのような原則に従い、どのような手順で動いているかについて、簡単に述べておいた方がよいだろう。というのも、十八世紀には官僚制度がだいぶ姿を整えてきているとはいえ、近代国家のそれとは性質

を異にしているし、とりわけ地方長官補佐の場合は、地方長官の私的な雇い人として出発し、国家の制度として位置づけられた後も俸給を支払われていないなど、独特の存在だからである。

地方長官補佐は、管轄区内で地方長官に報告すべき出来事があった場合を除いて、基本的に地方長官の命令なしで動くことはない。より正確に述べるならば、動くことを禁じられている。これが原則である。ブルターニュの地方長官ベルトランが編んで地方長官補佐たちに配付した『地方長官補佐のための訓令』（一七八八年）があり、地方長官補佐の活動を考察するうえで重要な同時代の史料となっているが、そこでは、「地方長官補佐が忘れてはならないのは、地方長官殿から委ねられて自らが持つ広範な権限が地方長官が地方長官補佐に対して発する命令の執行に限られるということ、そしてまた、一般的あるいは個別的命令を受けない場合には常に、地方長官補佐に許されているのは報告を行うのみであるということ、である」と述べられる<sup>(1)</sup>。

次に手順である。地方長官補佐は地方長官の命令で動くのだが、地方長官が独自に何らかの目的をもって地方長官補佐に命令を与えるケースは比較的少ない。その前に中央政府から地方長官に命令があったり、もっと多いのは、請願が中央政府の役職者や地方長官に提出され、それを受けて地方長官補佐に調査が命じられるケースである。地方長官補佐が直接住民から請願などの働きかけを受けたことを示す史料は少ない<sup>(2)</sup>。ただし、これは地方長官補佐の事務所の文書が散逸してしまっているためかも知れない。

命令の内容について言えば、地方長官からは、単に情報の提供を命じられる場合もあれば、地方長官による裁判の準備として調書を作成することが求められるときもある。さらに、何らかの執行が命じられる

場合もある。

調書の作成や執行の場合には、地方長官の権限の再委任が行われるが、このための手続きとしては、後で事例をみるように特任状 *commission* が発行される場合もあれば、地方長官補佐へのたんなる手紙での命令で代用されることもあった。まず、特任状の一例を示してみよう。

次に示すのは、調書の作成のために、地方長官サヴァレットが地方長官補佐ゲルシユに権限を委任した特任状である<sup>③</sup>。アンジエ市の古物商四名が、かれらの所属する同業組合の規約に不満があり国務会議に請願書を提出した件に関わるものである。ここではその内容よりも、こうした場合に地方長官補佐が調書を作成し、それが裁判におけるのと同様、関係者すべての申し立て、反駁、再反駁という司法的手続きを踏むべきものとされていること、さらにそれに地方長官補佐の意見が付される、という点に留意しておきたい。なお、この特任状の下部余白には、ゲルシユの筆跡で、以下に斜体字で示した文言が書かれ、古物商組合親方代表に署名をさせている。このように後から書き込みのなされた特任状は、作成し終えた調書とともに地方長官のもとに送り返されている。なお、この斜体字で示した部分には、実際の文書ではその上から×印がつけられている。送り返された特任状を受けとった地方長官府で、地方長官補佐が必要な手続きをきちんと踏んでいるかどうかを確認した印と推測できる。

シャルルⅡピエール・サヴァレット……トゥール総徴税区における

司法・治安維持行政・財政の地方長官

アンジェ市古物商ジュリアン・リシュー、ピエール・ジャイユリ、マルク・アングンおよびマルグリット・ボージェにより、かれらの職業の同業組合のいわゆる規約なるものについて、去る一〇月一五日および二月一八日付けで国務会議に無署名で提出された請願書に書かれた事実を確認する必要があり、この点について余に与えられた命令に鑑みて、

上記の地方長官たる余は、アンジェにおける地方長官補佐であるゲルシユ氏に、問題となつてい  
る請願書についてこの同業組合の親方代表に提示し、すべての関係者の申し立て、反駁、再反駁を  
調書として作成する権限を委任した。その後、意見を付して余に送るべし。

トゥールにおいて 一七四六年三月二二日

(署名) サヴァレット

下記に署名したアンジェ市古物商組合親方代表マルタン・ベルクウール、セバスチャン・ル・デュックは、上記の命令にしたがって回答するよう、地方長官補佐ゲルシユ氏が八通の異なる書類をわれわれに提示したことを認める。この書類は、ジュリアン・リシュー、ピエール・ジャイユリ、マルク・アングンおよびマルグリット・ボージェによって国務会議に提出されたもので、ゲルシユ氏によって整理番号を付され署名がなされている。

アンジェにおいて 一七四六年四月一五日

(署名) ベルクウール

上記セバスチャン・ルーデュックは、自分の名前が書けないと述べた。

(署名) ド・ラ・ゲルシユ

次に、特任状という形をとらずに手紙で命令が伝えられた事例も示しておこう。アンジェでは、治安総代官職 *lieutenant général de police* の創設後、これをめぐって、市政府と上座裁判所の間で争いが続いていたが、上座裁判所が国務会議に請願を提出。結局、地方長官補佐が調書を作成したが、その調書には以下のように書かれている。「去る三月一四日付けの当総徴税区地方長官殿による手紙により与えられた命令について、これを上座裁判所の役人方と市政府の役人方にすでに通達したが、この通達に基づいて、私は関係者の供述調書を作成するものである」とあり<sup>(4)</sup>、こうした重大な問題でも、委任状ではなく手紙で命令がなされる場合があったことが分かる。

地方行政機構の末端に位置する地方長官補佐の行政事務にともなう書類の取扱いについても触れておこう。時代が下るにつれて、その種の書類の管理・取扱いについては厳格さが求められようになっていく。公共工事の入札に関する報告書において、その末尾ではなく初めの部分に日付を入れるようにと地方長官部局から注意を受けている事例があり<sup>(5)</sup>、またおそらく地方長官部局による指導であろうが、地方長官補佐から地方長官への手紙は基本的に一通にひとつの用件が記されて、別の案件がある場合には、同じ日付でも別の手紙が出されている<sup>(6)</sup>。しかし、そこに近代的な官僚制度の秩序を見出すのは早計であろう。

より整備されていなければならないはずの地方長官部局でさえ、実態はそうでないことを示す事例がある。穀物取引の自由化を定めた一七六四年七月の王令は、条文が地方長官補佐のマルソーレに送られていなかったし、炭坑会社と一人の間の訴訟に関して地方長官の命令 *ordonnance* が出たときにも、そこに地方長官補佐による執行への言及があつたにもかかわらず、この命令がマルソーレに伝わっていない<sup>(7)</sup>。アンジェ入市入税創設についての過去に出された国務会議裁決は、これを参照する必要がある時に地方長官部局でも、地方長官補佐事務所でも見つからなかった<sup>(8)</sup>。関連して言えば、本稿では、*subdelegation* に「地方長官補佐事務所」なる訳語を充てているが、実際に「事務所」なるものが存在したようにはみえない。地方長官補佐の屋敷がそれに使われていたと推測される。地方長官補佐の書記宛の手紙も書記の自宅に送られていることがある<sup>(9)</sup>。

## 第二節 地方長官への情報提供

地方長官の権限は、その正式名称の通り、司法、治安維持行政、財政の広い範囲に及ぶ。地方長官補佐の活動を検討するさい、この三つの分野に分けて考えてみる方法が選択肢としてあるが、地方長官補佐の実際の仕事は司法、治安維持行政、財政のどれに入るかが明確でない場合も少なからずあり、また、この時代の治安維持行政の含む範囲は相当地に広く地方長官補佐の仕事の多くがこれに分類されることになり、分けて考えることの意味があまりなくなる。そこで、以下では、第一、地方長官への情報提供、第二、地

方長官の命令の執行という二つに分けて考えてみたい。

地方長官への情報提供は、地方長官補佐の仕事の中でかなり大きな比重を占める。中央政府のエリート官僚出身である地方長官は赴任先の土地についての知識が乏しかったからである。一七六〇年代の後半に『トゥール総徴税区要覧』という一〇五五頁から成る大冊が編まれた。きっかけは、一七六二年と六四年の二度にわたって財務総監から地方長官にアンジュー地方についての報告書が求められたことである。時の地方長官レスカロピエは地方長官府内で、「識者や熱心な市民」の手をかりて『要覧』作成の仕事を開始させた。編纂はレスカロピエの時代には終わらず、クリュゼルの時代に完成した。その序論でこう述べられている。「地方長官の役目ほど広範なものはない。……しかしながら、信じ難いことに、新任の地方長官にその役目について教えてくれるような書物は一冊としてない。かれが統治することになる地方について教えてくれるような書物は一冊としてない。人口、商業、マニユファクチュア、交通、農産物、すべてがかれにとっては新奇である。すべてが不確かである」<sup>(10)</sup>。こうして編まれたのであるが、地方長官にとって、この『要覧』に収められた情報で十分でなかったことは容易に推察されよう。

また、先に引いたブルターニユの『地方長官補佐のための訓令』では、地方長官補佐を「地方長官の眼」と形容し、地方長官補佐が届ける情報の重要性を指摘している。「地方長官補佐は、各々の管轄区において地方長官殿の眼であり、地方長官殿に真実が届くのはまさに地方長官補佐を通して、地方長官補佐がその眼で見た正確さに応じてなのである。それゆえ、事実をわずかも歪めて伝えることは、犯罪を構成する背信であり、地方長官補佐はすべてを自らの眼で見る必要があるだけにいつそう申し開きのできない背



信なのである」<sup>11)</sup>。

では、どのような情報が提供されているのか、具体的に見てみよう。もっとも重要な情報のひとつは、人物に関わるものである。ゲルシュは、地方長官の照会に回答して、国王役人候補として名の挙がっていた人物について調査している。「当市の河川森林監督官 *maître particulier* の官職の叙任について財務総監閣下の承認を要請しているピュシエール・ド・シヨーヴィニエ氏は、二三歳の若者で、富裕ではありませんが古い家柄ではありません。法律の勉強を終えておりますが、学士号は持っておりません。私が聞き及んでいるところによれば、この人物は、素行は良好ですが、かなり偏狭な精神の持ち主のようであります。昨年一月八日にヴィルヌーヴ氏によってなされた移讓権（引用者註 官職を近親者に讓渡することができる権利）に基づいてこの人物を叙任することですが、ご要望にしたがって私の意見を申し上げます。すなわち、かれに仕事をさせるのは二五歳になつてからとし、それまでヴィルヌーヴ氏にその職務を遂行させるのが適當かと存じます」<sup>12)</sup>。

官職の創設やそのさいの価格についても、地方長官に回答を送る。「ジュリアン・シャボなる者によつて要請されたリレ教区に在住する上座裁判所執達吏の職を設ける件は、私が集めた情報によれば、必要性が高いように思われます。この地にも、近隣リユウ四方の諸教区にも、執達吏はおりません。この官職の価格については、一二〇リーヴルというのは十分ではないと思います。一五〇リーヴルにしてもよろしいでしょう」<sup>13)</sup>。同じように官職保有に関わる調査として、両替の仕事を無許可で行っている者たちがいるので、管区内でこの仕事を行っている者の氏名、居住地、どのような官職名で両替を行っているか、

その官職の取得年月を調査せよとの中央政府からの命令が地方長官を通じてあり、これに回答することもあった<sup>(14)</sup>。

地方長官は特権に関わる情報も必要としていた。一七七四年、フルーリ・デ・サヴェルネなる人物から、シヤロン教区の炭坑採掘許可願いが出された。新たな採掘には国務会議の許可が必要とされていたからであるが、これを調査したマルソーレは、「地主が反対しております。また、かれの能力も低く、この種の事業に必要な出費もまかなうことはできないでしょう」とした<sup>(15)</sup>。地理に関わる情報もある。国王政府は十八世紀の後半になると、後にも述べるように助産婦技術の向上を目指す、トゥール地方長官は、管轄区内の各都市で毎年技術講習会を開く計画を立て、このために管区内の西部地方については、どの都市で行うのが適当か、とマルソーレに問い合わせる。これは、技術講習会の講師ができる外科医がどの地域に何人くらい存在するかということにも関わる。これについて、マルソーレは、主要な都市について述べた後、こんなふうに答える。「……モージュ地方でもっとも重要な町であり、財政的にも豊かなシヨレで開かれるのが不可欠であると思われます。……しかし、私の見るところでは、非常に広いモージュ地方全体をカバーするには、シヨレだけでは講師をつとめる外科医が不足することでしょう。そこで、私は、他のどの町で開くのがもっとも適当だろうかと検討いたしました。そこで、シユミレとサン・フロラン・ル・ヴィエイユを比較検討いたしましたところ、この地方についての私の知るところからして、後者がより望ましいだろうという結論を得ました。後者の方が、外科医の割り振りに好都合だからであります」<sup>(16)</sup>。

地方的慣行についての中央政府や地方長官からの問い合わせも、少なからずあった。教会十分の一税に

関する紛争は、教権外裁判所の管轄であり、地方長官に出された請願について、マルソーレが調査して報告を送っている。司祭と十分の一税徴収請負人が、navisseauとこう蕪の一種に新たに課税しようとしたのに対して、一七八一年にサン・クレスパン・アン・モージュ教区が抗議し、訴えを出したことを受けたものである。教会十分の一税に関する紛争については、王権は農民の側に有利な判断をすることが多かったもので、それに沿ったものか、あるいは啓蒙思想の影響か、マルソーレの判断は教会に厳しい。「私はこうした問題に通じている幾人かの者たちに相談しました。かれらが口を揃えて言うのは、こうした問題ではこれまでの慣行以外に法をつくるものはない、ということであります。サン・クレスパン・アン・モージュ教区の住民たちは、これまでかれらの教区ではnavisseauに課税されたことはない、と主張しています。……聖職者たちの財産と権利をこれ以上増やさないとということが基本でありますから、……私は、サン・クレスパンの住民たちにかれらの要請を認めてやるべきであるうと思えます」<sup>(17)</sup>。

管区内での出来事について、地方長官に知らせる必要が生じる場合もあった。代表的なのは、穀物価格の高騰、それに起因する騒擾などだが、これについては執行の問題と結びついているので、後でまとめて述べよう。さらに、中央政府の要請による全国規模の調査に対する回答という形でも、情報提供が行われている。人口や収穫状況などが代表的なものだが、収穫状況については、十八世紀中葉から毎年、地方長官補佐は報告の義務を負い、質問項目と書き込む欄の印刷されたものに、記入するようになっている<sup>(18)</sup>。しかし、地方長官補佐の情報が不正確な場合もあった。アンジュー地方では三家族に、王令を印刷できるなどの特権を有する「国王の印刷人」Impimeur du roiの称号が認められていた。そのうちのひとつ、

エロー家では、ルネ・エローが官職税の支払いによって得ていた襲職権によって、甥のフランソワに継がせたいとの申し出を一七四七年に行い、これが認められていた。しかし、一七五二年にルネが死去すると、娘婿で書籍商のジャイエが「国王の印刷人」の称号を求めた。ジャイエの「品行、資格、能力」について調査を命じられた地方長官補佐のゲルシュが、ジャイエに好意的な回答を地方長官に行った。これは、ルネの死後には甥のフランソワに特権を与えろという王令に反するものであったが、この回答を受けた中央政府はジャイエに称号を与えた。しかし、甥のフランソワは、アンジュー地方を担当する国務卿サン・フロランタン伯に請願を提出、一七五八年の国務会議裁決で、かれが「国王の印刷人」を継承することが認められた。この間、不十分な調査を行ったゲルシュに対して、地方長官が「このような過ちがなされるとは、驚きを禁じえない」と厳しく叱責したのである<sup>(19)</sup>。

一般的に、地方長官補佐からの情報が不正確であった場合の理由として、故意によるものである場合もないとは言えない。しかし、多くの場合に当てはまるのは、地方長官補佐事務所のわずかな人員で広い管轄区をカバーすることの難しさであろう。すでに述べたように、アンジェの地方長官補佐の管轄区内には十八世紀半ばで二二六もの教区が存在した。そこで、地方長官補佐は、事務所の書記以外にも、必要に応じて情報を提供してくれる人脈を培っていたと推測される。一七八五年、騎馬警邏隊の宿営所探しを命じられていたマルソーレは、管内の各所に問い合わせを行い、こう地方長官に報告した。「私は、プアンセにおける宿営所探しの情報を得るのに適切と思われるこの地に居住する信頼できる人物に、問い合わせを行いました」。氏名は判読できなかったが、この人物は、こうマルソーレに返事をしている。「いく

ぶんでもあなたのお役に立ち、ご信頼を得られるならば、これ以上の喜びはありません」<sup>20</sup>。また、別の年、これも騎馬警邏隊の兵舎として家を提供していた者から返還要請が出て、マルソーレが代わりの屋敷を探すことになった。なかなかうまく行かなかったが、ポーフォールの市収入役 *syndic receveur* をつとめるフランソワ・ジュアンなる人物がマルソーレに依頼され、適当な屋敷を見つけ、地方長官の承認を得ることだが、マルソーレの名前で契約さえも行っている<sup>21</sup>。

なお、アンジェで見出すことができるのは、地方長官補佐が私的に培った人脈関係であったが、オーヴエルニュでは地方長官補佐をさらに補佐する人員であった *correspondant* を公的な制度として持ち、ひとりの *correspondant* がいくつかの教区を担当していた<sup>22</sup>。また、ブルターニュには、地方長官カース・ド・ラ・ボーヴ *Caze de la Bove* が財務総監に宛てた一七七五年のメモワールに同趣旨の *correspondant* の創設案が見られる<sup>23</sup>。

情報提供に関しては、最後にもう一点だけ指摘しておきたい。これまで見てきたように、地方長官補佐は情報を提供するなかで自分の意見を述べることも多かったが、時にはそれが求められた範囲を越えることもあった。凶作となった一七六九年、マルソーレは国王賦役の免除を提言し、違反したものを逮捕するのは、今度ばかりは気が進まないと述べている。そして、マルソーレの提言が直接の原因かどうかは分からないが、地方長官クリュゼルはいったんは免除を考えるに至った。結局は廃止には至らずに、賦役に遅れている者に対する徴発をひかえさせるに留まったのだが<sup>24</sup>。

### 第三節 執行

#### (一) 租税

租税の分野においては、租税法院や高等法院の抵抗にもかかわらず、地方長官の大きな権限が確立していると言つてよいだろう。しかし、その下で地方長官補佐は実際にどのような役割を果たしていたのだろうか。まず、タイユ税から見ていこう。タイユは、毎年国王が王国全体の課税額を決定、次いで国務會議が総徴税区ごとの課税額を決定する。各総徴税区では、地方長官が一段下の徴税単位である各エレクシオンへの割当てを決定し、各エレクシオンではその管轄区内の各教区への割当額を決定する。末端の各教区では住民總會によつて教区民の中から割当徴収人が選ばれる。トゥール総徴税区ではエレクシオンに一致させて地方長官補佐の管轄区が設定されていたから、地方長官補佐の活動はちようどエレクシオンのレベルと重なることになる。

ところで、エレクシオンにはエリユと呼ばれる官職保有官僚がおり、かれらの仕事と地方長官補佐のそれがどのような関係になっていたかを知りたいところだが、残された史料からはよく分からない。「アンジェの地方長官補佐事務所によつて作られ、確定された」と記され、地方長官補佐の署名のある各教区のタイユ台帳が残っているが<sup>⑤</sup>、地方長官補佐は実際にはどのように関わっていたのであろうか。前述の『トゥール総徴税区要覽』では、管区内のさまざまな役所について説明していて、エレクシオンにおけるエリユの仕事にも触れているが、地方長官補佐については前章で述べたかれらの俸給がないというこのみで、

仕事については触れられていない。地方長官府から見れば、地方長官補佐は一応自らの側の組織なので、「要覽」作成の目的からして、詳しく記述する必要がなかったのかもしれない。

したがって、別の史料に拠る必要があるので、『地方長官補佐のための訓令』と並んで地方長官補佐についての同時代史料として重要なデュシエンヌの「地方長官補佐の役割に関するメモワール」(一七六七年)を見てみよう<sup>(26)</sup>。

デュシエンヌは、地方長官補佐とタイユの関わりについてこう言う。割当てに必要な情報は地方長官が行う管区内の巡行によって得るが、それだけでは十分ではないので、エレクションの役人エリュヤや地方長官補佐からの情報提供によって補われなければならない、と地方長官の主導性を軸に述べる。とくに詳しく述べられているのは、減免の評価についてである。エリュヤが管轄区内を騎行し、そのさいの調査をもとにして評価をする。しかし、一般にエリュによる評価は精確に行われているとはとても言えない。そこで「地方長官補佐の側でも、かれ自身あるいは情報提供者あるいは他の信頼できる者たちが同じ情報を得る必要がある。それが割当てのときにエリュのそれをコントロールするのに役立ち、その欠陥を補う」と述べる<sup>(27)</sup>。

毎年の通常の作業に関わる部分では、地方長官補佐がどれほど関わっているか分からないし、たんなる追認の部分が大きいようにも思われるが、何か特別の問題が生じたときに地方長官補佐の関わる余地が大きくなるのではないだろうか。デュシエンヌによる次の記述もそのことを裏づけているように思われる。「タイユが誤って超過課税されたときには、これに異議を申し立てることができ、これに関して法の

定めるところにより判決を下すのは、エレクションの役人の権限に属する。地方長官補佐は、こうした個々の訴えを受理することは避けなければならない。ただし、過去に誤って割当てられた者の申し立てが正しいことを、調停の形で割当人に認めさせることができる場合は、その限りではない。また、個々の担税者の問題を越えて全体に関わる不正が行われている時には、それを追及し、十分な証拠が得られたならば、それを地方長官殿に報告し、地方長官殿がそれに対処することができるようにすることは、地方長官補佐の義務である」(28)。

アンジェの事例に戻ろう。デュシエンヌが言うような不正に関わる事例は見当たらなかったが、通常の手帳作成作業が不可能になった結果、地方長官補佐が関与した事例がある。アンドルゼ教区の割当てに徴収人から、かれら自身では手帳をつくることができないう事態に陥ってしまったので、代わって手帳を作成してくれる特任官を派遣して欲しいとの請願が地方長官に提出され、このときの地方長官であったサヴァレットは、一七四八年一月一四日付けの特任状によって、要請された特任官にゲルシユを任命した。そして、この教区の割当てに徴収人から事情を聴取し、「かれらの仕事に権威づけをしてやってください。それが、かれらが恐れているエレクションでの訴追から、かれらを免れさせることになりますので」と特任状に先立つ手紙でゲルシユに伝えている(29)。

減免については、アンジェではないが、同じトゥール総徴税区に属するアンボワーズのエリュたちに宛てた地方長官クリュゼルの手紙から、地方長官補佐とエレクションの役人たちの協議があったことが分かる。「最悪の時期には、あなた方と地方長官補佐、それに租税の徴収官たちは、集まり協議して、必要に



なったときに救済にあずかる担税者の一覧表を作成つくりなさい。すなわち、請願書を提出する者たちだけでなく、恩恵にあずかることを待つ不幸な人々の一覧表を」<sup>(30)</sup>。アンジエでも同様な形で行われていた可能性が高いと考えられる。

このように、毎年の通常の課税作業についてはよく分からないとしても<sup>(31)</sup>、何らかの問題が生じた時には地方長官補佐が動いていることが分かった。しかしながら、そのことは、タイユ徴税業務が十分効率的に機能していたことを意味するわけではなかった。トゥール総徴税区の総収入役 *receveur general* であったアルヴォワンは一七八三年にこう述べている。「トゥール総徴税区のほぼすべてに存在する非常に危険な悪弊、それはタイユ台帳がしっかりと作られていないことである。そこから発生する重大な不都合を解消しようと、歴代の地方長官殿はあらゆる方策を打ち出した。しかしながら、それらの試みはすべて何の成果も生み出さなかった。クリュゼル殿は、疑いをかけられないような評判の良い清廉な特任官に台帳を作成させようとした。しかし、ほとんど成果が出なかったために、クリュゼル殿は意欲を失ってしまい、それ以来、ずっと特任官を任命していない」<sup>(32)</sup>。

次に、一六九五年に創設（いったん廃止の後、一七〇一年再設）された新しい直接税であるカピタシオンについてはどうだろうか。この新税では、タイユの納税者に関してはその付加税としてタイユに比例した額が徴収された。タイユの免除特権を得ていたアンジエ市では、毎年、地方長官から割当額が通知され、市政府の責任によって徴収された。同じくタイユを免れていた貴族については、地方長官が在地の貴族一名の協力を得て税額を査定した。

デュシェンヌ「地方長官補佐の役割に関するメモワール」は「地方長官補佐は住民共同体のカピタシオンの台帳を検査し、有効にする。この検査は細心の注意をもって行わなければならない。台帳の作成者は、頻繁に過失からあるいは故意に書き落としや重複をおかす。あるいは過剰割当てを行う。」<sup>33</sup>としている。ただし、アンジェのエレクシオンの場合には、台帳作成と地方長官補佐の関わりを示す史料は、ゲルシユの名前で作された次の命令のみである。この命令は、いくつかの教区のカピタシオンの徴収人に対して出されたもので、カピタシオン台帳の作成を迅速にする目的で、タイユ台帳が作成された直後にその教区の召使の一覧表を地方長官補佐書記に提出すべし、という命令がなされていたにもかかわらず、いくつかの教区の徴収人はこれを充たしていないので、滞りのない徴収を実現するためにただちに提出すべし。該当する者については、いかなる理由があれ、この表からはただの一人も除いてはならない。これに違反した者には、一〇リーヴルの罰金が科せられる。この罰金は、威嚇を目的としたたんなる言葉だけのものではなく、実際に科せられる、と述べたものである<sup>34</sup>。

タイユと同様にカピタシオンについても、毎年の通常の作業に関わる部分では、地方長官補佐がどれほど関わっているかがわからない。台帳の作成に関わる史料が乏しいのに比べ多いのが、被課税者からの請願に関わるものである。一七八四年、アンジェ造幣局の国王檢察官 *procureur du roi* であるジュリアン・レムボーが病床の姉に代わって請願を地方長官とアンジェの地方長官補佐に提出した。地方長官補佐に提出された請願には、欄外にマルソーレの筆で、「この請願を認めるに先立ち、地方長官殿の補佐たる余は、市長と市参事会員にこの請願について通知し、その用意があれば一週間後に反論をすることを命ずる」と

書かれているので、命令を記したこの請願書を、課税を行った市政府側にそのまま届け、説明ないし反論を求めたものと推測される。この結果を地方長官補佐は地方長官に報告し、地方長官が決定を行うことになる。このケースでは、市政府側が敗訴し、敗訴した側が支払う訴訟費用の支払いを命じられ、この費用は地方長官補佐によって徴収されている<sup>(35)</sup>。

したがって、ここでもタイユの場合と同様に、何か問題が生じたときの対処において地方長官補佐の活動がみられる。

請願については、他の租税でも地方長官補佐が関与している。一七六八年八月、セグレ教区が財務総監に一括上納金の減免を求める請願を提出し、これに対して意見を求められたマルソーレは、セグレ教区は他の地区よりも人口に比して課税額が高すぎるとしてこの要請を支持、六〇〇リーヴルから四〇〇リーヴルへの減額が適当との意見を地方長官に送り、地方長官もまた同額の減額が適当との意見を中央政府に提出、結果として減免が認められた<sup>(36)</sup>。これとは逆に、総徴税請負人からの請願が発端となり動いた例もある。総徴税請負人から中央政府に請願があり、それによると、葡萄酒密売の取締りのために、徴税請負事務所からヴァレンヌ教区司祭に対して、慣例にしたがって教区民に葡萄酒在庫リストの開示を通知してくれるよう依頼したが、拒否されたという。これに関して、地方長官補佐は司祭から事情を聴取し、アンジェ司教と協議している<sup>(37)</sup>。

ルイ十五世時代から道路整備のためにタイユ担税者にかけられた国王賦役については、デュシエンヌは、「すべての住民共同体は、その能力に応じて、果たすべき責務を負っているが、地方長官殿がこれをそれ

それぞれの共同体に割り振ることが可能なように、地方長官補佐は地方長官殿に、国王賦役に服すべき各共同体の住民すべての姓名、職業を記した一覽表を提出しなければならない。この一覽表には、荷車、馬、運搬用家畜の数も記される必要がある。また、遺漏がないよう自治体役人に毎年この表を点検させることも不可欠である。」<sup>38)</sup>とその役割が記されている。

だが、地方長官補佐の役割はそれに止まらなかった。ゲルシユは、一七六九年六月、土木局副技師 *sous-ingénieur des ponts et chaussées* のバステイエの要請を受け、シャロンヌ教区において国王賦役の義務を果たさなかった者の逮捕と処罰を命じている<sup>39)</sup>。しかし、この一七六九年は凶作で、この年の秋、地方長官補佐職を共同で務めていた息子のマルソーレが、国王賦役の免除を提言し、同じ手紙で、違反したものを逮捕するのは、今度ばかりは気が進まないと述べたことは前節で見た通りである。

## (二) 軍事行政

軍事行政については、正規軍に関連するものと、国王民兵に関連するものと大きく二つに分けられる。まず、ルイ十四世時代の軍制改革の産物のひとつで、正規軍よりも地方長官のコントロールが利いていた国王民兵関連から見よう。国王民兵は、各教区から兵士を強制的に徴集する制度で<sup>40)</sup>、兵士はくじ引きで選出されたが、地方長官補佐はこのくじ引きのための集会の主宰という大きな任務を委ねられていた。一七八四年に地方長官デーヌの名前で出された命令書によれば、民兵選出の手続きの中で地方長官補佐の役割は次のようになる<sup>41)</sup>。

くじ引き対象者の名簿は、都市役人あるいは村総代によって作成される<sup>(4)</sup>。対象者は、くじ引きのための集会の当日、指定された場所に都市役人あるいは村総代に先導されて向かい、この任務のための特任官に任命された地方長官補佐の前に集合する。地方長官補佐は名簿にしたがって点呼を行なう。名簿には免除特権の有無にかかわらず、対象者がすべて載せられ、この集会で地方長官補佐が、規定にしたがって、免除特権を与えるかどうか判定する。くじ引きの結果当たった者に対して、地方長官補佐は、地方長官補佐自身が署名した証書を交付する。他方、当たった者の氏名、身体的特徴を記した報告書と写しを作成し、一部は地方長官補佐事務所で保管する。他の一部は地方長官府で、もう一部は陸軍卿の部局で保管される。くじを引いている最中に何か問題が生じたり異議申立てがなされた場合は、地方長官補佐が、暫定的な措置であるが、対応を決定する権限を有した。くじ引き集会を執り行うことに反対する何らかの騒動が生じたときには、参加者を教区に帰し、調書を作成し、集会に立ち会っていた都市役人あるいは村総代に署名させる。調書には騒動を起こした者すべての名が記され、それらの者は逮捕され、その後民兵として徴集される。なお、地方長官補佐は集会の治安維持のために、騎馬警邏隊に現地へ赴くように通知を行う、とされた。

このように強制的に兵士にされた国王民兵たちのなかでは、脱走する者も多く現れ、大きな問題になっていたが、ゲルシュは一七五九年四月、与えられた休暇期間を過ぎても部隊に帰らない民兵について、該当者のいる村の総代たちに手紙を書き、また、同様の状態にあるアンジエ市の諸教区出身の民兵については、アンジエの騎馬警邏隊に、それら民兵についての情報を得るよう命令した。翌年もまた、マルソーレ

が「脱走した、あるいは許可無しに部隊を離れた、あるいは休暇期間が終了しても帰隊しない民兵」の問題に関わっている。騎馬警邏隊の士官と推測される「ボダール氏」と協議し、この人物から「すべての班がこの作戦に全力で取り組む」との言葉を得ている。そして、地方長官への報告をこう結んだ。「この搜索の首尾について、また、逮捕した脱走兵の人数について、順次必ずご報告いたします」。しかし、次の手紙では、こう不首尾を報告せざるをえなかった。「騎馬警邏隊が村の総代たちと一緒に行った脱走兵の搜索は、たいした成果を挙げることはできませんでした。家宅搜索を行った騎兵たちにそれぞれの村の総代が答えたところによれば、ほとんどの脱走兵たちは別の部隊に志願していて、自分たちはここ何年もそうした者たちの消息を聞いたことがない、ということでした」<sup>43</sup>。

地方長官の権限がより大きいのは国王民兵に対してだが、正規軍についても軍事行政はしだいに地方長官の手に移った。したがって、正規軍兵士の徴募こそ権限外だが、補給や規律維持また軍隊の通過に関する連絡などは、地方長官の権限の内であった。地方長官補佐は市長に宿泊を要する連隊の到着を通知し、また、連隊の責任者にアンジェを去り、次の任地へ行くようにという王の命令を伝える。「連隊長トゥルニー氏に国王陛下下の命令を伝えました。また、cavalerie de la Reine 連隊が六月一日にこの町を発ってヴァランシエンヌに向かう経路を伝えました。トゥルニー氏が私に受取を渡しましたので、そちらにお送りします。さらに、市長と市参事会員諸氏に間もなく騎兵の二部隊が当地に到着することを通知しました」<sup>44</sup>。

この軍隊の移動を近代国家的な観念で捉えては、地方長官補佐が対処しなければならなかった問題の性

質を理解することはできない。第一に、部隊の規律維持はまったく不十分な状態であったこと、第二に、よそ者である兵士たちに対する住民の排他的な感情が強かったことを押さえておこう。そして、それにもかかわらず、軍隊の経営はルイ十四世期以降、貴族の私的経営から国家の経営へと大きくシフトし、兵士（傷病兵、退役兵を含め）の管理が地方長官補佐の肩にかかっていたのである。

ブルターニュの『地方長官補佐のための訓令』は、そうした軍隊の通過のさいに「部隊が何らかの騒ぎや暴力沙汰を引き起こしたときには、地方長官補佐は、要請があれば、それに対する訴えと生じた損害を調査し、報告書を作成し、一部を陸軍卿に、一部を地方長官殿に送らなければならない」<sup>(45)</sup>と述べるが、実際アンジェでも、ブルゴーニュ公連隊の伍長が酔っぱらって騎馬警邏隊の騎兵と喧嘩をして互いに怪我を負い、伍長が投獄された件につき、陸軍卿シヨワズールからの要請によって、事件の経過、取り調べの状況などを報告している<sup>(46)</sup>。

正規軍の募兵活動が住民との紛争を引き起こす場合があったことはよく知られているが、一七五八年、陸軍卿のもとに市政府からの報告があり、それによると、ブリ連隊の軍曹で募兵官のオジェとアモンら住民との間で諍いがあり、二人の住民と契約を結んだばかりのオジェが暴行を受ける事件が起こり、アモンを逮捕して市の監獄に入れたとのことであった。陸軍卿は地方長官に詳しい報告を求め、マルソーレは「都市役人に聴取された証人すべてを私のもとに呼んで」新たな調査を行った。それによれば、こうである。アモンはこのときアンジェに滞在していた王国海軍連隊の軍曹デルアヴェールと入隊契約を結んだばかりであり、二人の住民を自分と同じデルアヴェールの部隊に入れようとしてオジェと争いになったこと、ま

たオジェに対しては暴行したのではなく酔っぱらって威嚇した程度である、と。この後、マルソーレは、地方長官の指示のもと、アモンを解き放つてデルアヴェールに引き渡し、デルアヴェールにはすでにアンジェを離れた部隊に戻るように命令、また、この措置をオジェが属していた連隊の中隊長にも連絡した<sup>47</sup>。

不法な募兵活動を行った正規軍の募兵官を、騎馬警邏隊と協力して逮捕したこともあった。一七六五年、陸軍卿から地方長官につきのような命令がなされた。ヴィヴァレー連隊の軍曹ヴェロンなる者が、ポーフォールで募兵の任務を遂行中に、ブルシエという若者の父親に現金三〇〇リーヴル、三ヶ月間有効の手形三〇〇リーヴルを渡して入隊契約を結んだが、これは違法なので逮捕するようにというものである。マルソーレはその旨の陸軍卿と地方長官の命令を騎馬警邏隊の副官 *lieutenant* に伝え、ヴェロンは逮捕された。このヴェロンの聴取、釈放もマルソーレが行っている<sup>48</sup>。

トゥール総徴税区では、軍病院の設立計画はあったものの、資金の不足のために実現しなかった。そこで、傷病兵士は普通の病院 *hôpital général* に入ったが、そのことについての事務も地方長官補佐が担わざるをえなかった。一七六四年に故郷であるアンジェの病院で療養をしていた兵士が死亡すると、陸軍卿と地方長官の指示にしたがって、その制服を病院から受取り、郵便でかれの所属していたブルゴーニュ連隊に送っている<sup>49</sup>。一七八五年には、アンジェ出身の別の傷病兵を病院に入れる仕事を地方長官から委ねられたが、金の支払いに関わるからだろうか、厳格な手続きによって進められている。入院させたことを地方長官に報告したが、そのさい、病院管理者からこの傷病兵を受け入れたという証明書が発行され、その証明書の欄外にマルソーレが署名したものが同封されている。さらにその一ヶ月後には、この兵士が



確かに入院しているという証明書が礼拝堂付き司祭によって発行され、その欄外に、証明書が地方長官補佐事務所に回ってきて検閲したという地方長官補佐の書記の署名がなされた。入院中であるというこの証明書は、その後も数カ月の間をおいて何度か発行されている<sup>(50)</sup>。

軍と業者の契約にも地方長官補佐は関わる。たとえば、王国の軍隊用寝台の納入契約が期限切れをむかえるにもなつて、業者と結ぶ新たな契約にも地方長官補佐が関与している。軍隊の担当官から連絡を得た地方長官府では、それぞれの地区の地方長官補佐に新たな契約が行われるとの公示を印刷、掲示させた。アンジェでは、アンジェ城の寝台が対象となつていたが、ゲルシユが数人の業者に地方長官府で作成された「入札心得」を渡している。申込の受付は、地方長官府と各地方長官補佐事務所で行われた。入札には二名が応じたが、ゲルシユはこの二名が評判も問題なく支払い能力もあることから入札を認める一方、入札金額の引き下げや寝台の望ましい仕様などについて二名に申し渡しを行っている<sup>(51)</sup>。

### (三) 都市、農村共同体に対する後見行政

一六六四年に地方長官補佐を務めていたボワレーヴがアンジェ市の負債の検査と清算を行ない、一六六九年には同じくセレザンがアンジェ市から会計報告を受けていたことはすでに述べた（第一章第二節）。かれら初期の地方長官補佐についてのこの情報からも分かるように、都市財政の監督は地方長官補佐の重要な任務であった。

一七二〇年代末から三〇年代初めにかけて、アンジェ市の入市税徴収役シモンなる人物が登場する二件

の史料が残っている。ひとつは、オードゥアンが一七二八年三月に地方長官補佐に就任した翌月に地方長官に書いた手紙である。「シモンが担当していた台帳の調査が終了いたしました。シモンのこの点についての行動は、完全に規則にしたがっているように思われます。市長と市参事会員が当市の通常収入と入市税収入の帳簿を検査し、この分野においてもこの徴収役は規則に従っていたことを、かれらが私に保証しました。シモン宅では、市政府のいかなる証書も書類も見つかりませんでした。」<sup>52</sup> 二件目は、ゲルシユの地方長官への報告である。「当市の入市税徴収役シモン氏の帳簿五冊をご返送いたします。「都市の国王検察官」*procureur du roi de la ville*であるヴェルリエール氏が閣下に要請し、さる六月二〇日付けの閣下からの手紙にしたがって、私が氏にお渡ししてあったものです。この帳簿は、担当していた入市税収入を横領したかどで告発されているグロトンなる者についての予審のためにヴェルリエール氏が必要としていたものです」<sup>53</sup>。関連の史料が残されていないので、この二つの件が関連しているのかどうかも分からないが、地方長官補佐が積極的にアンジェ市財政の監督の仕事をしていることは分かる。また、一七三三年には、アンジェの市政府が、入市税課税期間の延長を願い出たのに対し、地方長官府から、ゲルシユに、調査と意見が求められている<sup>54</sup>。

しかし、アンジェ市財政に対する地方長官と地方長官補佐の監督は、十分に行われたと見ることはできない。一七六五年に、地方長官レスカロピエは次のように財務総監ラヴェルデイに書き送らなければならなかった。「市の収入は都市役人たちの好き勝手に秘密の方法で使われ、浪費されています。……私ばかりでなく、前任者の方々もずっと、収入の使い道を正確に知ることは不可能だったのであります」<sup>55</sup>。

自治体財政に対する後見は、小さな村も対象になっている。一七六一年、ロジエ教区の住民から、教区の学校教師のための住居を修理する必要がある、その費用をカピタシオンに上乘せして徴収することまかないたい、とする要請があった。調査を行ったマルソーレは、一般的に言えば農村部では教師は必要ないと考え、この教区は人口も多く、近隣の教区に子どもたちを通わすほど経済的余裕もないことを挙げて教師の必要性を認め、住居の修理に肯定的な報告を地方長官に送った<sup>(56)</sup>。

こうした財政的後見は、ときに、公共工事についての監督というもうひとつの重要な任務に結びついた。このロジエ教区の場合も、教区からの要請が認められると、それは地方長官を経て国務会議で承認され、マルソーレに修理工事の入札の監督が指示された。アンジエ市の場合も見てみよう。一七五八年十一月、氏名不明の「数名のアンジエ市住民」から、市門のひとつトゥサン市門に崩落の危険があると、地方長官に修復を求める請願書が出された。市長と市参事会員たちは、現状のままでも問題ないし、もし修復するとしたら巨額の費用がかかるとして修復に否定的であったが、ゲルシユは、かれらの同意をとりつけてから土木局 *Ponts et chaussées* の技師に報告書を書かせるのが適当との意見を地方長官に送り、修復工事の計画が立てられることになった。これが具体化するのには、六三年七月のことであり、地方長官補佐はアンジエ市長に図面と見積書を見せて異議がないとの返事を得、六四年九月、地方長官補佐の主宰のもとに請負業者の入札が行われた。この入札には都市役人も本来ならば出席すべきところであったが欠席した<sup>(57)</sup>。

なお、デュシェンヌは、こうした工事における地方長官補佐の役割の重さについてこう言う。「土木工

事は、地方長官補佐にとって公共工事の中でも命令・活動・慎重な配慮を多くしなければならない分野である。委員、現場監督、代表、補佐役といったこの分野の下役たちを地方長官殿が任命するのは、地方長官補佐の意見にもとづいてのことである。これらの下役たちの行動はしばしばもつともな不満を引き起こす。したがって、その選任には細心の注意をもってあたらねばならない」<sup>(58)</sup>。

#### (四) 経済に関する地方長官の命令の執行

この分野における地方長官補佐の活動は、幅広い。この時代の経済活動が規制および特権と切り離せず、どのように規制し誰に特権を与えるかは与えないかが、現地の地方長官補佐の調査・意見に相当程度依存したからである。

アンジエには帆布製造のマニユファクチュアがあった。このマニユファクチュアは一七五七年には「国王のマニユファクチュア」の称号と特権を得ていたが、一七七一年に共同経営者たちの間で不和が生じ、裁判で争うまでになった。トゥールのマニユファクチュア監察官オーブリーは財務監督官 *intendant des finances* のトリュデーヌに、この争いにより帆布製造事業が衰退していると報告、これを受けてトリュデーヌは、「私は、すでに一定の規模をもっているように見える工場が破綻するのを見るのは、それが多くの者に影響を及ぼし、そこで仕事を得ている実に多くの労働者を職のない状態に置くだけに、いっそう怒りを覚えるのです」<sup>(59)</sup>として、調査を指示。マルソーレは調査して長い報告書を書くとともに、両者の和解調停に動いた。

この帆布製造マニユファクチュアに関しては、労働問題でも地方長官補佐の関与が見られる。一七七七年、帆布の問題に関わりの深い海事卿サルティヌのもとへ経営者たちから、勝手に仕事をやめてしまふ労働者たちが多く、困っているとの訴えがあり、地方長官はマルソーレに、労働者が退職願いの書類を提出することなしに仕事を離れた場合、「あなたは、それを阻止するためにただちに逮捕命令を出すことが可能であり、その後私に報告を行うよう」指示し、海事卿に対しては、「地方長官補佐に仮命令 *ordres provisoires* を出して逮捕させるようにしました」と報告している<sup>(60)</sup>。

特権マニユファクチュアをめぐっては、この地方の経済振興の観点から動く政府にマルソーレも足並みを揃えているが、その点では、次の事例も同様である。アンジェ市近郊では屋根葺きなどの材料に使用される良質なスレートが採掘され、これがこの地方の主要な産業のひとつになっていた。ところが、土地所有者であるサン・トールバン修道院に支払う *forestage* と呼ばれる一種の領主制的賦課租が負担となり、利益をあげられないとの訴えが一七四〇年最初に採掘業者の一人からなされ、ゲルシユはこの賦課租についての調査と意見を求められ、採掘業者に有利な見解を述べた。また、スレート産業でも労働者と経営者の対立が生じ、ここでもゲルシユは産業の発展の観点から、経営者に理があるとした。さらに注目すべきは、土地使用料の問題、労働者問題のいずれも国務会議裁決という形で決着するが、この裁決の草案の作成にゲルシユが深く関わっていたことである。労働者問題では、ゲルシユはこう地方長官に書き送っていた。「同封いたしました国務会議裁決の草案は、当市のスレート採掘業者たちから依頼されたものです。かれらは、閣下のお口添えと信用によって、この草案が国務会議に受け入れられるよう、懇願しております。私もこ

の草案に述べられていることがらの真実について完全な知識をもっており、かれらの要望が聞き届けられますよう、切に願っております」(61)。

アンジュー地方には、マニユファクチュアヤスレート産業ほどの経済的重要性は持たなかったが、炭坑もあつた。一七五六年、ポーの経営する会社で、賃金の不払いに抗議して労働者のなかの六人が、ポーの共同出資者であるブープロンとゲニヤールのもとを訪れた。これに対して、ブープロンらは策をめぐらして、地方長官補佐と騎馬警邏隊にかれらを逮捕させた。帆布製造のマニユファクチュアと同様に、炭坑でも労働者が勝手に仕事場を移ることは禁じられていたことを利用して、抗議に来た労働者たちがその禁令を破つたように見せかけたのである。その後、今度は投獄された六人が地方長官補佐に請願を出し、これが認められて解放され、賃金も一部ではあるが支払われた(62)。

市場で商品が円滑に流通するよう監督を行うのも、地方長官補佐の仕事だった。そして、そのさい、職業団体の代表たちとの交渉が必要になることもあつた。一七四九年、許可されていない時間に市場で糸を買った小売商たちに対して職工組合の代表たちが罰金を課したが、これを軽減するよう介入している(63)。しかし、市場の秩序維持はそれ以上に地方長官補佐にとって重要であり、この商人たちがその後さらに問題を起こしたために騎馬警邏隊の騎馬隊員に命じて、かれらを市場から追放せざるをえなくなった(64)。

#### (五) 食糧危機と騒擾

パリ地方を対象としたタイユ税の研究の中でトゥゼリは、地方長官補佐の「主たる役割は、食糧を確

保することであった」と述べている<sup>(65)</sup>。アンジエの地方長官補佐の場合は、巨大な消費人口を抱えたパリ地方の地方長官補佐ほど、この問題が常に最優先課題になっていたとは考えられない。しかし、凶作に加えて穀物流通の自由化をめぐる王権の政策がたびたび変化したことは、各地方での食料危機への対応に混乱を生じさせており、アンジュー地方でも一七四二年、六八一六九年、七一七二年、七五年、八二一八六年、八八一八九年と十八世紀中葉以降、多くの、そして時には激しい食糧騒擾が起こっていたことを考えると、食糧危機とそれによって起こる騒擾への対応が重要な任務になっていたことは間違いないだろう<sup>(66)</sup>。

地方長官補佐は日常的に穀物価格の変遷に気を配り、その高騰、それに関わる騒擾などがあれば、地方長官に報告している。たとえば、一七六五年、町の外に穀物が運び出されてしまうのでは、という女たちの心配から始まった管轄区内のポーフォールでの騒擾では、ひとまず地方長官に報告を入れ、その後、さらにポーフォール市長から得た情報をもとに再び報告を送っている。「ポーフォールで穀物価格が高騰し、この町の市場が閉鎖された件につき、市長のロラン氏から返事を受け取ったところです。かれの返事は、すでに私があなたにご報告したことと一致しています」<sup>(67)</sup>。

ただし、アンジエの地方長官補佐が管轄区内の騒擾などの情報を十分に把握しえていたかは疑問が残る。というのは、アンシアン・レژیーム末期のアンジュー地方における民衆蜂起の研究によれば、蜂起の起こり方には共通の特徴が見られ、食料価格の高騰と穀物の不足を心配する農民たちがアンジエや他の地方の都市に穀物が運搬されるのを阻止しようと、とくに河川沿いの集落から、手に武器を持って集まる。

そして、この地方の中心のアンジェ方向や、隣接するブルターニュの港町ナント方向に運行される船を襲撃し荷を奪う<sup>(68)</sup>。騒擾の多くがこのような形で起こるとすると、アンジェに居住している地方長官補佐が、こうしたことを連絡してくれる連絡網があったにしても、小規模なものまで十分に把握しえたとは考えにくい。上述のポーフォルはそうした小集落ではなく、河川沿いの集落が散在する地域の中心にある人口四五〇〇名ほどの町であるが、ここでは、引用した十二月の報告以前の八月から、食料をめぐる騒ぎが散発的に起き始めていた。しかし、当初は地方長官補佐はこれを把握しておらず、別ルートで情報を得た地方長官から指摘されて初めて知ったのであった<sup>(69)</sup>。

もうひとつ一七七一年一〇月の事例を挙げよう。この件では一方の当事者が騎馬警邏隊であって、かれらから事情を聴いたためか、マルソーレは相当に詳しく騒擾の内容を報告している。まず、穀物価格の高騰により、人々が来たる冬、春に向けて不安を感じているために、「自分たちの目の前で小麦の積み込みがあるたびに騒擾と反対運動が起こっている」と管轄区内の状況を概括的に述べた後、ラブレという教区で起こった「かなり大きな騒擾」について報告する。騎馬警邏隊の副官であるデウロシエが小麦五スチエを買った。これだけの分量の輸送は騒ぎを起こすおそれがあることを予想して、二名の騎馬隊員が護衛につけられた。予想は的中して、「下層民たちが騒ぎ出した。早鐘が打ち鳴らされ、人数が膨れ上がり、二人の騎馬隊員たちは身を守るために小麦を放棄せざるを得なかった。さらに逃げ道を切り開くために銃を撃ち、剣で突かなければならなかった。二人の者が瀕死の重傷を負った」。マルソーレはこれを「騎馬警邏隊に対する反乱」と呼んで、こうした出来事の広がりを防ぐためにも厳しく処罰しなければならぬ



と記している(70)。

しかし、地方長官補佐の仕事は、逮捕にも処罰にも直接には関わらない。この分野での地方長官補佐の役割は、地方長官の意向に沿って、さまざまな関係者との連絡、調整を行うことである。この問題については、貿易商が重要なアクターとして存在する。七一年の騒擾におけるマルソーレのかれらに対する態度を見てみよう。このとき財務総監はテレーで、テレーは一七六三年から翌六四年にかけて行われた王国内における穀物流通の自由化と小麦の国外輸出の解禁の政策を転換し、従来からの規制政策に舵を戻していた。こうした流れのなかで、マルソーレは、まずアンジェ市内の穀物取引をおこなっている貿易商に対して、思惑買いに走らないように新しい規制の計画を知らせた。同時に、地方長官の指示を受けて外国産穀物の買い付けの計画を進めた。「穀物取引を行っている貿易商で私の知っている何人かに手紙を書きました。その中に、すでに昨年八月私がナントに滞在した折りに、こうした問題について相談したことのあるナントの貿易商、マルコレル氏がおります。…マルコレル氏から私に言ってきたことについては、すべてお知らせいたします。かれは第一級の貿易商であり、この種の取引に多くの投資をしております。…リモージュの地方長官テュルゴー氏がその管轄区に食糧供給のために何度も問い合わせをしているが、ほかならぬこの貿易商であります」と地方長官に書いている。地方長官の命令のもとでのことであるが、人脈を使つてかなり自由な動きをしているように見えて、興味深い(71)。

また、この問題では市政府や国王裁判所とも連携する必要があった。アンジェでは、パン価格は、四名の治安維持担当委員 *commissaires de police* によってあちこちの市場で収集された価格から穀物の標準

価格が決定され、これを基にして治安維持行政會議 *assemblée générale de police* がパンの公定価格表を決定することで定められていた。この治安維持行政會議は、通常は三ヶ月に一度開催されたが、これとは別に臨時に開催されることもあった<sup>(72)</sup>。一七七三年の食料危機のさいには、財務総監から地方長官に対応策が提案され、これをめぐってマルソーレは、市政府や国王裁判所の治安維持行政担当者たちと何度も協議の会合を持った。財務総監から示された対応策が全体としてどのようなものであったかについては不明だが、パン価格の引き下げと市場外での穀物取引の禁止が中心の策であったと推測される。マルソーレはこの方策が公衆のために大きな利益になるから賛成だとしながらも、地方長官に対して、パン屋たちからの強い反対が予想されることや、ふだんは市場に穀物を運ばずにそれぞれの農場で穀物を売っている農民たちに市場まで運搬させることの難しさを指摘している。そして、その方策を採用することが決定した後には、それを実現させるにあたって混乱を引き起こさないための前もつての注意点を治安維持行政担当者たちに伝えている<sup>(73)</sup>。

この年の危機にあつてはまた、マルソーレは王権に救済措置の要請も行っている。地方長官に向けたその口調はかなり強いものであった。昨年一月の手紙において、自分の管轄区も米の配給対象地域に入れて欲しいと要請した。穀物価格が高くなっているため、不可欠である。だが、まだそれが行われていないという。「この要請を國務會議に伝えることを、閣下がお忘れになつてはいなかつたことを私は強く確信いたしております。私は、閣下の情け深さや、常日頃からの慈愛に満ちた行動をまことによく存じております。それゆえ、このたびのことについても、それらを發揮なさることをお忘れになるはずはないと存じ

ます。おそらく政府が、今年は一七七〇年のようには施しを行うことが適當ではないと判断したのでありましょう。しかしながら、状況は一七七〇年に劣らず悪く、もつとも新しい穀物価格表をご覧いただいたと思いますが、価格は日ごとに高くなっております。……こうしたことまごました事を申し上げても、ご不快には思われないと存じます。これは、この地方の窮状を和らげるためのものであり、そのことが私にこうした意見の具申をさせているのであります」<sup>(74)</sup>。

(二) 救貧・浮浪行為の抑圧、風紀の取締り、疫病対策

十八世紀、とりわけ後半になると貧民や浮浪者の数が増大し、王権も従来より厳しくかれらを規制することになる。その一環として一七六四年八月三日の浮浪者についての国王宣言があるが、この王令を実効あるものにするべく全国に乞食收容所 *depot de mendicite* が設けられ、トゥール総徴税区ではトゥール、アンジェ、ル・マンの三ヶ所に設置され、六八年、財務総監ラヴェルデイの要請で、地方長官が管区の地方長官補佐たちにこの国王宣言の印刷されたものを配布した。騎馬警邏隊によって逮捕された者たちが收容され始めると、マルソーレはアンジェ市外区にある收容所を訪れ、勾留者から聴き取りをしてかれらの「申告書」を作成した<sup>(75)</sup>。

しかし、次のような地方長官とのやり取りを見ると、拘留者からの聴き取りにとどまらず、この施設の管理にも大きな責任を地方長官補佐が負わされていたことが窺える。一七七〇年、乞食收容所に関してその施設の劣悪さを訴える請願書が大法官に出され、そのことに関して説明を求められたマルソーレは、憤

薄やかなない気持を隠すことのない長文の手紙を地方長官宛てに書いた。「その日に起こったことについて私は毎日報告を受けておりますし、しばしば自分でも収容所を訪れていますので、どのように運営されているかはよく把握しております」と言い、そもそも非は中央政府にあるのではないかと主張する。「……悪臭を放つ慢性的な病をもっている乞食たちがいて、かれらは、他の乞食たちと同じ部屋におります。しかし、財務総監閣下は病室を設けるための出費を望まれません。……こうした問題すべてについては、ずっと以前から地方長官閣下にご報告申し上げております。しかしながら、政府の回答はいつも、わずしばかりの出費さえもしないで済ませようというものでした。……収容所は監獄であり、乞食たちはそこで普通の囚人より良い待遇を受けてはいけない、というのがその根拠だったではありませんか」と(76)。

増えていたのは、乞食や貧民ばかりではなかった。一七六五年に上座裁判所の次席検事がこの地方の捨児問題の深刻さについて発言し、捨児養育院の設立の必要性を説いて後、何度か設立計画が持ち上がった。一七六九年、この件に関する都市役人と上座裁判所との合同の会議にゲルシュとマルソーレの父子がそろって出席した。市政府と上座裁判所はこの問題について熱心に取り組んでいたようで、すでに何度か両者で会議を持ち、建設に都合のよい場所も選定していた。その上で、地方長官の後援が欲しいと地方長官補佐父子に述べていた(77)。地方長官の後援とはすなわち王権による資金援助のことであり、結局この計画は資金のめどがつかず実現までに至らなかった。アンジェに捨児養育院が設立されるのは、ようやく一七九一年のことになる。乞食収容所の場合と同様に、ここでも財政難が政策に大きな制約を課していたことに注意しておく必要がある。

十八世紀の後半は、公衆衛生の観念が行政に取り入れられる時期でもあった。この分野での従来の機関の役割はわずかなものに過ぎなかったから、地方長官と地方長官補佐のラインで物事が進められた。一七八三年、クリュゼルは、地方長官補佐、司祭、医者らに向けて訓令を発した。「数年来わが総徴税区で広がった疫病は、余にこれを防ぐ手段を考究させることになった」<sup>(78)</sup>と序文で述べられるこの訓令では、教区内で病人が出ると、地方長官補佐が司祭から報告を受けることが定められている。

訓令が発せられてからそう日を経ない一七八五年に、ボンムレーの司祭はマルソーレに病人が出た報告をするにとどまらず、こう惨状をまとめて、支援を願っている。「この二ヶ月というものの、私の教区および近隣の諸教区では、おそるべき流行病が猛威を振るっておりです。毎日、多くの人々が埋葬されましたし、埋葬されています。……そして、この病はこれまでのところ、もつとも貧しい階層から犠牲者を出しています。このような災厄の中で、私がかれらにしてやれることは多くありません。もし、政府の慈愛とあなた方の行政による救済がなければ、生き残っている者たちは食べ物をもたず、死に瀕している者たちはそのままに放置されるでしょう。私の教区における死亡者の一覧を同封いたします。私どもがいかに援助を必要としているかがお判りいただけると存じます」<sup>(79)</sup>。

訓令によれば、地方長官補佐は司祭から教区内で病人が出たとの報告が来ると、経験を積んだ内科医、場合によっては外科師さえも当該教区に派遣し、かれらから報告を受け、また、医師と相談して必要な薬の調達を地方長官に要請することになっていた。

助産の場の近代化も政府の視野に入ってきていた。パリ治療院で学んだマダム・ド・クードレは、

一七六〇年代から政府の肝煎りで王国各地において助産婦講習会を開いていたが、トゥール総徴税区も訪れることになり、ル・マンに続いて一七七八年六月からアンジェに滞在した。この講習会の開催にあたっては、地方長官はアンジェの市政府にも手紙を送り地方長官補佐と協議して事を運ぶよう依頼しているがその動きは鈍く、結局のところ、この滞在にあたってのクードレと三人のお供の泊まる部屋および実演講習を行う部屋の確保、講習を受けるに適当な女性たちを送ってもらうべく近隣諸教区の司祭と領主への手紙書き、結局一―三名に及んだ生徒たちの宿泊場所の手配など、すべての仕事をマルソーレはこなさなければならなかった<sup>(80)</sup>。

なお、ここでも資金が問題になっていたことをつけ加えておこう。クードレの部屋を見つけるにあたって、どこまで金を出せるのか地方長官に確認している。「この点について閣下のお考えをお聞かせ下さい。後になって使い過ぎとのご叱責を受けるようなことになるといけませんので」<sup>(81)</sup>。そして、すべてが終わった後で、マルソーレは自ら会計報告書をつくり、地方長官に送っている。

風紀の取り締まりについては、一七五九年、著名なフィロゾフのひとりであるアルノーの書物の再版の予約が募られていることを中央政府から地方長官が知らされると、ゲルシユは、アンジェの出版業団体のメンバーを集め、この予約受付の禁止とすでに受け付けた予約の解消を申し渡した<sup>(82)</sup>。一七六七年には、クリュゼルの命令で、管内の地方長官補佐たちは、月に一度印刷所や書籍商宅への臨検に立ち会うこととされた<sup>(83)</sup>。

## 第三章 地方長官補佐の活動の特徴

前章では地方長官補佐の具体的な活動を検討してきたが、次にそれらの活動に見られる特徴を考えてみたい。第一に、地方長官補佐の権限と地位は、決して高いものではないことに留意したい。一七七五年五月六日のパリ租税法院の建言は、次のように言う。「地方長官補佐は、身分が低く、権限を持たない。いかなる命令 *ordonnance* にも署名する権限を持っていない。それゆえ、かれが出してもらう命令にはすべて、地方長官の署名がなされている」<sup>1)</sup>。

近世フランスにおける公職の担い手は圧倒的多数が官職保有官僚であり、かれらの意識の中では、自分たちのような官職を保有している役人が本物の役人なのであり、地方長官のような特任官は異質な存在であった。ましてや、その下僚で、地方長官の一存で採用されるような地方長官補佐は、尊重されるべき存在ではなかった。したがって、そうした地方長官補佐には自ら命令を出す権限はないというわけである。しかし、前章で見た地方長官補佐の活動の中には地方長官補佐が命令を出していた事例がある。これについては、大法官を務めたダゲツソーの次の言葉がその説明を与えてくれる。

「地方長官は、さまざま問題について、説明を必要としたり現地で当事者からの聴取を必要とするために、これの検討をかれの地方長官補佐に委ねる慣行があるので、時として地方長官補佐が命令を発することが生じる。当事者を召喚する目的で、あるいは視察ならびにその他類似の訓令を行なう目的で、ある

いは、どのような決定をなすべきかを表明する目的でさえ、地方長官補佐は命令を発することがある。しかしながら、この種の命令あるいはこの種の決定は、地方長官補佐が地方長官に送る意見ないし計画のよなものであり、従う義務がないものとしかみなされない。発せられた命令に關してもし当事者が満足しなかつたなら、この当事者は満足を与えるよう地方長官に訴えることができる……」<sup>(2)</sup>。

租税法院の建言は、地方長官補佐が大きな権限を持っていないことを身分の低さと関連させて述べているが、地方長官補佐が重要な命令を出せなかつたということは、法的には地方長官補佐があくまでも地方長官から権限を再委任されて動く存在で、決定権を持っていなかったことに關わっている。これについては、地方長官補佐が行えることは「地方長官が地方長官補佐に対して発する命令の執行に限られる」と『地方長官補佐のための訓令』がはっきり述べていたということは、前章第一節ですで見たと同様である。デュシェンヌの「地方長官補佐の役割に關するメモワール」もこう言う。「地方長官補佐は、自らにその執行が委ねられた命令書に書かれていることばの範囲内にその行動を止めなければならぬ。決してその範囲を越えてはならないのであって、越えることは、自らの立場をあやうくする可能性がしばしばある。もし執行のさいに、困難や不都合が生じたら、もつとも良いのは、指図を仰ぎ、どう行動すべきかという追つての命令を待つことである」<sup>(3)</sup>。

先に、不法な募兵活動を行った正規軍の募兵官を騎馬警邏隊と協同して逮捕した事例を示したが、このとき、地方長官の命令書が手紙の中には入っていないなかつた。しかし急を要するので、地方長官の手紙を騎馬警邏隊の副官に見せて出動を要請した、とマルソーレは地方長官に事後報告したが<sup>(4)</sup>、このあたりの



行動の仕方、地方長官補佐の権限を弁えてのことと言えよう。

第二の特徴は、第一の点とも関連するが、地方長官補佐が執行の中心になる領域は少なかったことである。地方長官の求めに応じて情報を提供すること、地方長官からの命令や連絡を公的機関や団体、司祭などに伝達すること、また、伝えた命令がきちんと執行されているかを監督すること、そして必要に応じて関係機関と協議すること——こうしたことが地方長官補佐の仕事の多くを占めていた。

市政府とは、租税、軍事行政、食糧危機への対応など、多くの分野で連携しなければならなかった。村総代とはとくに国王民兵の関連で連絡をとる必要があった。農村部をおさえるためには、司祭との連絡も不可欠だった。公行政に関わるさまざまな情報の村人への伝達者として司祭に頼る必要があったし、司祭からも地方長官補佐への要請がなされた。職業団体に対しては市場や風紀の維持で監督を行ない、病院とも傷病兵のことで連絡を取っていた。食糧危機における貿易商との連絡も重要だった。旧官僚機構との関係では、エレクシオンの役人と租税の割当てで、上座裁判所とも食糧危機や捨児養育院問題などで協議を行った。また、公共工事においては、土木局とのやり取りが欠かせなかった。軍隊の指揮官とも、部隊通過のさいの諸問題に対処するために連絡をした。

最後に、騎馬警邏隊 *maréchaussée* との連携がある。武力的後ろ盾のない地方長官補佐が地方長官の命令を執行するさいには、時としてこれが必要になった。国王民兵のくじ引き集会、脱走兵の搜索、正規軍部隊の規律の維持、食糧危機など、さまざまな場面での事例があった。デュシエンヌもこう述べている。「騎馬警邏隊は、それが軍隊とみなされ、またブレヴォー専決事件として固有の裁判権をもっている、

裁判に関わるあらゆる法令、とりわけ地方長官殿の命令の執行に助力する義務があることを、地方長官補佐は忘れてはならない。この理由で、騎馬警邏隊の援助が必要と判断される場合には、地方長官補佐はその協力を要請することができる」(5)。

地方長官補佐の活動がこのような特徴をもったのは、すでに行政のほとんどの分野において旧官僚機構、地域的・職業的団体が一定の権限を有し、それなりの役割を果たしていたからである。王権は、伝統的な機構や団体を廃止することなしに、その上に地方長官制度を新たに置いた。したがって、地方長官と地方長官補佐は、既存の機関・団体の働きを前提にして動かざるを得なかったのである。

そのことはまた、それらとの関係に注意を払う必要があつたことを意味する。デュシェンヌは「地方長官補佐の役割に関するメモワール」で言う。「司法、治安維持行政、財政の各部門は、それぞれ固有の役人を持っている。地方長官補佐は、そうした役人たちの仕事を勝手に自分のものとしたり、かれらの権限を傷ついたりしないように十分な注意を払わなければならない。かれらは、その権限を金の支払いと引き換えにして持っているために、この点については信じがたいほどに神経質なのである。この隠れた動機が、しばしばかれらをして、地方長官補佐を非難させる。ごくわずかな疑いでも、かれらにとっては明白な違法行為に見えるのである」(6)。また、都市役人についても配慮が求められる。「地方長官補佐が、都市役人から返事、覚書、調書、報告書、あるいは他の文書の提出を求める必要のある時は、かれらの神経にさわらないようにそのことを求める手紙を書かねばならない。そしてそれが上司からの命令であること、国王へのお勤めと都市の利益のためであることを理解させなければならぬ。高圧的な要求は反発を生み、

役目に支障をきたすことになる」(7)。

しかしながら、地方長官補佐の権限と地位が高いものでなかったことは、地方長官補佐が果たした役割が小さかったことを意味しない。まず、情報提供は、外見よりずっと大きな意味をもった。というのは、王権の側は地方長官補佐を「地方長官の眼」として正確な情報の提供を強調するのだが、地方長官補佐の提供する情報は、故意に歪められないまでも、その地方長官補佐の地方社会における立場や地方長官補佐と調査対象との関係によって、決して客観的なものではなく、一定の偏りが生じる。ところが、地方長官や国務会議の決定は、その情報にもとづいてなされることになるのであるから。地方長官が財務総監や国務卿に報告を送るさいに、地方長官補佐から来た手紙の文章をほとんどそのまま使う場合は非常に多かった(8)。地方の名望家たちにとって、人事や特権は重大な関心事であったが、それが地方長官補佐の発する情報によって大きく左右されたのである。

また、伝統的な機関や団体に委ねる領域が少なくないとしても、かれらを監督し、あるいはせつついて動かす存在がその地方に存在することは無視し得ない効果を持っていたと思われる。こうした地方長官補佐の仕事の性質をよく表していると思われる一節が、デュシェンヌにある。軍隊行政に関して述べているのだが、他の領域にも当てはまるであろう。「宿泊地での食糧供給、兵士の宿泊所、兵士の荷物の運搬といったことからは、直接的には都市役人や村総代に関わる。しかしながら、こうした仕事に関連するすべての命令の中心にあり、また、問題が生じたときにそれを解決する役割を担っているのは、ほかならぬ地方長官補佐なのである」(9)。

また、地方長官の命令で地方長官補佐が機関・団体へ連絡するという場合、たんなる連絡以上の情報を地方長官補佐が口頭で伝えることもある。たとえば、アンジエの特権マニユファクチュアの経営者間で対立が生じたことはすでに述べたが、その一方の側が地方長官に宛てた手紙はそんな様子を窺わせる。「閣下がマルソーレ氏に書かれたもつとも新しい手紙の内容を、マルソーレ氏が私どもに伝えてくれました。そして、『デエイユ氏が地方長官閣下の和解案に署名するのをはつきりと拒絶した』ということを、閣下が国務会議にお知らせになるでしょうか」と私どもがマルソーレ氏にお尋ねしたところ、氏は、次のように話してくれました。『私は何も知らないが、デエイユ氏が頑固に拒絶しているのに対しあなた方は和解案に署名することを望んでいることを、閣下から国務会議に説明していただくことは、悪いことではないと思う』、と<sup>(10)</sup>。

地方長官補佐になる動機として、王権と結びつくことによる土地の名望家としての立場の強化ということとを述べたが（第一章第二節）、それには、こうした実質的な役割の大きさが関係していると考えられる。

#### 第四章 地方長官補佐の機能

最後に、地方長官補佐の機能を全体としてどのように捉えるべきかについて述べたい。その答えは、近世フランスにおける公的職務の担い手たちの中での、地方長官補佐の特異性のなかに求められるように思われる。それ自体が特権団体であり国王の命令が迅速に伝わらない欠点をもつ旧官僚機構の不十分さを補

うために設置されたのが地方長官であるが、その地方長官の下僚でありながら、集権化を押し進める中央政權と緊張関係にあった地方における名望家層に属するという特殊性である。そこから考えると、地方長官補佐の機能とは、王權と地方の間に立って両者の利害を媒介するもの、と言えるのではないだろうか。地方長官の任地での活動をできるだけ実質のあるものにするために、国王の地方行政の末端として、地方長官補佐は活動した。と同時に、地方のさまざまな必要を王權に伝えていたのである。地方長官への情報提供も、王權の求めに答えていると同時に、地方の必要を伝える場合が少なくなかった。

疫病に襲われた教区の司祭の要望や凶作の年に国王賦役に苦しむ農民たちの状況は、マルソーレを介して地方長官や国務会議に伝えられた。地方長官補佐はすでに見たように、毎年の収穫状況を報告していたが、一七六五年の報告にさいしてマルソーレは、義務づけられている用紙への記入のほかに、特別に次のように手紙において意見を述べ、租税割当ての軽減を求めた。「アンジェのエレクションにおける収穫状況の報告書をお送り申し上げます。この報告は、昨年度までの収穫状況との比較も記入されています。この報告は収穫の量と質の両方についての詳細を含んでいます。私の所見は、もっとも確かな情報に基づいて書かれています。この報告書で当エレクションの今年度の収穫にどれほど損害が出ているかがお分かりいただけることと存じます」<sup>1)</sup>。

こうした地方全体の要望以上に、地方長官補佐もそこに属していた地方の名望家層からの求めが地方長官補佐を介して伝えられた。スレート産業の経営者たちの要望は、国務会議裁決という形をとって実った。こうして要望が実現したことは、何かのさいに今度はかれらから王權への支持をとりつけるのに役立つこ

とになろう。アンジェの地方長官補佐の一人、セレザンの任命に関して、アンジェ市が自ら地方長官補佐の設置を地方長官に要請していて、その要望を地方長官が聞き入れるという経過で設置されたという事実も思い起こそう。地方の人々も、地方長官補佐を単に王権の手足——自分たちを抑えつけるもの——として考えているわけではなく、パイプ役として考えていたことが分かる。

地方長官補佐が在地の名望家であることは、地方長官制度の抱える矛盾ないし弱点として一般的に否定的に評価されてきたが、それは近代国家的な権力構造を前提にして、近世国家から近代国家への移行を發展と捉える認識を背景にしている。権力というものを近代国家的に、中央政府から発して地方に伝わっていくと考えるならば、地方長官補佐が在地の名望家であることは、マイナス要因として評価される。しかし、王権が地方にかなりの程度浸透して来ているとはいえず、まだ公権力が一元化されていない状況の中では、そして、中世的な代表制度も近代的な代表制度も欠如しているこの時代にあつては、地方長官補佐が名望家として二つの顔を持つていることは、王権の地方行政が動いていくうえで、逆に一定の有効性をもっていたのではないだろうか。

そもそも、国務会議や地方長官自体も、地方長官補佐が独自の判断で動かないように警戒しつつも、自分たちのコントロールが可能な限りで、地方長官補佐の名望家としての側面を期待していたように見える。すなわち、情報の提供はもちろん、地域における顔と人脈、地域の政治と社会をつくり上げているさまざまな団体や人、またその関係について知識があり、どこをどう押せばどのような反応が返ってくるかについて心得ているという面である。たとえば、地方における諸団体間の争いにさいして地方長官補佐に調停

が期待されるという例が、いくつか見られる。これは地方長官補佐がどちらにも顔の利く存在であったからだろう。マニユファクチュアの経営者間の対立について、地方長官は財務総監テレーにこう書き送っている。「私は、アンジェの地方長官補佐に、閣下のご意向に従って、あらゆる手段を用いて当事者双方の相談に乗って指導するようにという任務を与えました。そして、かれが私に提出したこの件についての報告の写しからお分かりのように、双方を和解させようとして労を惜しみませんでした」(20)。

そのような働きを地方長官補佐がしていたとしても、しかし、それに阻害的に働く要因があったことも指摘しておかなければならない。徴税業務や軍事行政など近代国家の枠組み作りの面では、財政難に制約されながらも、一定の成果を挙げたが、事がいったん伝統的な機関・団体の特権や縄張り争いに絡むと、それらの壁を越えて事態を進展させることは、地方長官補佐にとっても難しかった。依頼されたと述べたマニユファクチュアの経営者間の対立の調停も、実は失敗している。そう大きな出来事ではないが、こんな事例もある。一七八八年に、シャンピニエの町から、年六回の自由市場を設立したいとの請願が出された。マルソーレはこの件について町の主たる関係者たちと何度か相談をし、要望を認めるべきという考えを持つに至ったが、近隣の二つの村がこれに反対した。これについてマルソーレは、その反対の主張は正當なものではなく、「個別の利害感情や対抗心にもとづいている」と非難していた(21)。

また、市政府や上座裁判所などアンジェにおける有力な地方的権力と地方長官補佐の関係が良好とは言えなかったことも、その機能を阻害するように働いた可能性がある。第一章第二節で見たように、アンジェの地方長官補佐たちはその多くが上座裁判所や市政府の有力メンバーでもあった。しかしながら、

一七二九年からこの職が革命で廃止されるまで地方長官補佐職をつとめたゲルシユとマルソーレ父子を見ると、ゲルシユは地方長官補佐を務めていた期間の前半こそ上座裁判所評議員およびアンジエ市長と地方長官補佐を兼任していたが、やがて地方長官補佐の仕事に専念することになり、マルソーレは初めから地方長官補佐の仕事のみであつて、上座裁判所や市政府と距離を置いている。

一七四〇年、司法改革を考えていた大法官ダゲツソーから、その準備として管区内の国王通常裁判所としてどんな裁判所があるか、調査するようという命令が地方長官にあり、それが地方長官補佐に降りてきた。この調査が現況と同時に改善すべき点の指摘を求めていることもあるが、裁判役人たちとその機構へのゲルシユの評価は厳しい。裁判所と裁判所の中の縄張り争いの実態を述べ、役人の多さ、そのことによる官職価格の大幅な下落を指摘し、ボーフォールのセネシャル裁判所やアンジエのプレヴォー裁判所の廃止まで提言している<sup>(4)</sup>。また、一七六四年、都市制度改革を企てていた財務総監ラヴェルデイが、そのための予備的調査を行ったが、そのさいのゲルシユの態度からは、かれが市政府に対しても厳しい見方をしていたことが分かる。改革に反対する市政府からのメモワールが提出されると、地方長官からそれについての意見を求められたゲルシユは、市政府からのメモワールの内容に次のように反駁し、改革の必要性を主張している。「都市役人たちのメモワールは、ほとんど考慮に値しません。市の特権を強調するばかりで、求められている一七六四年王令に関わる会計報告についてまったく述べていません。……アンジエ市政府がより良い行政を必要とするようになってから長い時が経っています」<sup>(5)</sup>。



## おわりに

地方長官補佐の活動をアンジェ管区に即して検討してきたが、アンジェの地方長官補佐たちの姿を他の地方の地方長官補佐すべてにそのまま重ね合わせて見ることは、少し慎重である必要があるだろう。

というのは、地方長官補佐たちの間には、地方ごとと管区ごとにある程度の多様性があつたと考えられるからである。地方長官はその経歴や輩出母体に顕著な同質性が見られるが<sup>(1)</sup>、地方長官補佐の場合には、名望家であり法律をかじっているという点では共通だが、地方長官と比べると前職や地域社会における位置などの点で、ずつとばらつきがある。そして、地方長官補佐の在職期間がしばしば長期にわたることにみられるように、非人格的、近代的機構の一環として地方長官補佐が存在していたわけではないことも、ある地方長官補佐管区の行政のあり方が、その地方長官補佐のパーソナリティに左右されやすい条件をつくっている。

長くアンジェの地方長官補佐を務めたゲルシユ、マルソーレ父子は、地方長官補佐としてかなり有能な部類に属すると評価してよいと思われる。学位論文『十七・十八世紀のアンジュー地方における人間と死』で多くの地方長官補佐関係の史料を扱ったフランソワ・ルブランは、マルソーレを「アンジュー地方の社会についての完璧な知識だけでなく、行政官としての素晴らしい資質」を持っていると褒めたたえている<sup>(2)</sup>。

だが、すべての地方長官補佐がかれらのように有能であったとは考えにくい。行政官としての資質にも関連するが、地方長官に対しての忠実さの度合いにも違いがあったと推測される。ゲルシユやマルソーは、ときに強い言葉で自らの主張を述べることはあっても、基本的には地方長官の指示に従っているように見える。しかし、すべての地方長官補佐がそうであったわけではない。一例を挙げよう。十八世紀半ばの北仏エノーのブシャン地方長官補佐管区に「ダルロ」という地方長官補佐がいた。彼は、*receveur des fermes, receveur des domaines, trésorier des troupes, commis des vivres* と「*たやまやまな官職*」をも兼ねていたが、エノーの地方長官部局の書記は、ダルロについて、次のような評価をしている。「この地方長官補佐は有能で報告も正確。しかし、彼とその一族は、ブシャンのほとんどの役職を占めている。彼は自らを、審判を下す検事と考えていて、地方長官殿の命令なしにあらゆることを決定してしまう。地方長官殿に決定を仰ぐのは稀。それゆえ、われわれは、後になってからでなければ、彼の管轄区での行政の詳細を知ることができない」。地方長官はこうした人物でも地方長官補佐として認めねばならず、しかも、彼の孫がこの地方長官補佐職を引き継いでいるのである<sup>(3)</sup>。

エノーのダルロ一族がそうであるように、地方長官に対して忠実でないことは、地方長官補佐がその職にあることを、地元における自らの影響力の不当な行使や私的利益の獲得のために用いることに、しばしばつながった。本稿で見てきた活動の内容を考えると、地方長官補佐がそうした行動を取ろうと思えば、それはそう難しいことではなかったように思える。

アンジエの地方長官補佐たちは、こうしたこととまったく無縁であったろうか。一七五一年、前述のボ

の炭鉱会社は、サントーバン・ド・リュイニエなど三つの教区における独占的採掘権を求める請願を行った。これについて、地方長官補佐ゲルシュは、独占権を与えることは、「公の利益に、またとくに多くの石炭を使うアンジェ市にとつて、大変有益であろう」とし<sup>(4)</sup>、一七五三年五月、地方長官の命令により独占権が与えられ、地主たちは採掘権を失った<sup>(5)</sup>。ところで、地方長官補佐事務所の書記として三〇年以上も勤めたル・パージュは、前述のポーの炭鉱会社と関わりがあった。この会社の共同出資者ブープロンは、会社の「関係者 *intéressés*」であるル・パージュ「宛てに何通か手紙を送っている。一七五三年五月二三日付けの手紙で、ブープロンはル・パージュに対して、地方長官の命令以後、住民と地主が手を組んで採掘の妨害をしている、と述べた。一七五七年、ブープロンの息子で会社の理事でもあるドゥティリは、マルシャンなる人物に宛てた手紙でル・パージュとゲルシュに言及している。「あの男に勝つために、君はゲルシュ氏に面会して力を貸してもらう必要がある。ル・パージュと相談しよう」<sup>(6)</sup>。

このように、書記のル・パージュを介して、地方長官補佐は炭坑会社の経営者と人脈的なつながりを持ち、何のためか、またそれが実現したかどうか不明だが、地方長官補佐の力を利用することが相談されているのである。その地方長官補佐ゲルシュは、独占採掘権に好意的な情報を地方長官に提供し、前述のように、ブープロンに談判に及んだ労働者たちを逮捕させていた。以上のことから、ゲルシュが不正に炭坑会社と結びついていたとはまったく言えないし、おそらく、そうではなかったろう。ただ、ここで示した材料は、地方長官補佐の職務が、本来の目的以外のために利用されうる条件は、そう稀ではなく存在することを語っているように思われる。

## 註

## 第二章

- (1) *Instructions pour MM. les subdélégués de l'intendance de Bretagne. Imprimées par ordre de M. de Bertrand*, Rennes, 1788, pp. vii–viii [Archives départementales d'Ille-et-Vilaine, série C8].
- (2) 以下に、住民から地方長官補佐に直接訴えがあった数少ない事例を挙げておく。マレシヨールセの部隊に宿舍を貸していたジャン＝シヤレなる人物から、物価の上昇を理由に賃貸料の値上げを求めた請願がマルソーレに出され、これに対してマルソーレは、この要請は正当なものだとする意見とともにシヤレの請願書を地方長官へ送っている (Requête de Charles Jean Challet, juin 1788 [Archives départementales d'Indre-et-Loire, série C76] (以下「ADIL, C…」と略記)。シヤンジュエの町に新たな市場が開設されることに反対して、隣接する村の代表モンセイエは宮内卿アムロとマルソーレに同じ内容の手紙を送った (Lettre de Monsallier à Marsaulaye, en date du 28 octobre 1788 [Archives départementales de Maine-et-Loire, série C15] (以下「ADML, C…」と略記))。また、駅馬車の御者が乗客との紛争を地方長官補佐のところに持ち込んでくるが、これは請願という形をとらないで、地方長官補佐にまず口頭で訴えがなされたようにみえる (Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 22 février 1764 [ADIL, C349])。
- (3) ADIL, C144.
- (4) *Procès-verbal contenant l'exposé des moyens d'opposition de MM. les officiers du présidial contre le projet de réunion des charges de lieutenant général de police au Corps de Ville* [Bibliothèque Municipale d'Angers, ms128 (927)]. このように委任状ではなく手紙で命令がなされてくる点については、拙稿「フランス絶対王政期における地方長官補佐の権限と特任状」『ヨーロッパ文化研究』第二七集、二〇〇八年、一四一(二四)―一四〇(一五)頁をも参照。
- (5) *Lettre de Marsaulaye à Délu, secrétaire de l'intendance, en date du 11 juin 1783* [ADIL, C363].
- (6) たとえば、一七七五年五月二四日付けの地方長官補佐から地方長官宛の手紙は、二通あり、一通は穀物商人に関わる問題、もう一通はアンジェ司教に関わる問題である [ADIL, C98].

- (7) Lettre de Marsaulaye à Genty, secrétaire en chef de l'intendance, en date du 4 septembre 1765 [ADIL, C94] ; Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 4 mai 1771 [ADIL, C396].
- (8) Lettre de Guerche à Genty, en date du 8 juillet 1758 [ADIL, C396].
- (9) 地方長官補佐・書記やねねの住所ごころづせ 一七五八年式書『トントー地方年鑑』*Almanach historique, ou Calendrier d'Anjou* ご記載なまごころ。
- (10) *Tableau de la généralité de Tours depuis 1762 jusques et y compris 1766, rédigé sans doute par l'ingénieur de Voglie*. Pub. par François-Constant Uzureau, Angers, Sirandean, 1901, « Discours préliminaire ».
- (11) *Instructions pour MM. les subdélégués de l'intendance de Bretagne*, pp. iii-iv.
- (12) Lettre de Guerche à l'intendant Escalopier, en date du 11 avril 1758 [ADIL, C350].
- (13) Lettre de Guerche à Savalette, en date du 29 septembre 1755 [ADIL, C385].
- (14) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 8 février 1782 [ADIL, C392].
- (15) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 26 novembre 1774 [ADIL, C396].
- (16) Lettre de Marsaulaye à Cluzel, en date du 1<sup>er</sup> juillet 1778 [ADIL, C356].
- (17) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 14 janvier 1786 [ADML C65].
- (18) 全国調査ごころトントー地方の情報提供ごころづせ 一七五〇概要なまごころ。François Lebrun, *Les hommes et la mort en Anjou aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1971, pp. 40-42 ; Id., Les grandes enquêtes statistiques de XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles sur la généralité de Tours, *Annales de Bretagne*, 1965, pp. 338-45.
- (19) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 4 janvier 1758 ; Lettre de l'intendant à Guerche, en date du 13 janvier 1758 [ADIL, C346] ; Dauphin, Victor, et Emile Pasquier, *Imprimeurs et libraires de l'Anjou*, Angers, 1932, p. 36.
- (20) Lettres à Marsaulaye, en date du 11 juin 1785 ; 9 juin 1785 [ADIL, C75].
- (21) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 17 avril 1787 [ADIL, C76].
- (22) Michel Cohendy, *Mémoire historique et les modes successifs de l'administration dans la province*

- d'Auvergne*, Auvergne, 1856, pp. 20–41.
- (23) *Mémoire concernant les subdélégués de l'intendance de Bretagne* [Archives Nationales, H<sup>1</sup> 613].
- (24) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 6 septembre 1769 [ADIL, C96]; François Dumas, *La généralité de Tours au XVIII<sup>e</sup> siècle. Administration de l'intendant Du Cluzel (1766–1783)*, Tours, Péricat, 1894, p. 344.
- (25) ADML, C127.
- (26) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, dans *Code de police ou analyse des règlements de police, divisé en douze titres par M. D...; ancien conseiller du roi, lieutenant général de police de la ville de...; en Champagne*, 4<sup>e</sup> édition, 1767, 2 vol., t. II, pp. 1–52. この文献は、シャンパーニュ地方ヴァイトリの町の治安総代官であるたじよのある法曹家 Duchesne が著した *Code de police* に、その第四版から収められている。
- (27) *ibid.*, p. xiii.
- (28) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, pp. vii–viii.
- (29) Lettre de l'intendant à Guerche, en date du 4 janvier 1748 [ADML, C127]. また、この文書の特任状については、前掲拙稿（一三三）一四二頁に示した。
- (30) Dumas, *op. cit.*, pp. 26–27.
- (31) これに対して、フランシエロコンテを対象にしたプロソンの地方長官研究では、この領域で地方長官補佐がかなりはびかりした姿で現れてくる。それは、この地域がルイ十四世時に併合された地域で、官職保有官僚による課税組織を持たない直接課税地域 *pays d'impositions* だからである。Colette Brossault, *Les intendants de Franche-Comté, 1674–1790*, Paris, Boutique de l'Histoire, 1999, pp. 238–45.
- (32) Mémoire par M. Harvoïn, receveur général des finances (1783), dans Paul Marchegay, *Archives d'Anjou. Recueil de documents et mémoires inédits sur cette province*, 2 vol., Angers, 1843–1853, (t. 2, pp. 347–75), t. 2, pp. 349–50.
- (33) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xvii.

- (34) Ordonnance du 4 janvier 1748 [ADMIL, C127].
- (35) Archives de la ville d'Angers, CC172.
- (36) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 11 janvier 1769 ; Lettre de Maynon d'Inveau à Cluzel, en date du 30 janvier 1769 [ADIL, C 41] なお、この上納金は、一七五八年八月の王令により定められ各都市、農村共同体に課税されたもので、このころには、Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, A. & J. Picard, 1923, art. « don gratuit ».
- (37) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 22 juillet 1786 [ADIL, C 40].
- (38) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xxiv.
- (39) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 26 juin 1769 [ADML, C55].
- (40) 佐々木真「フランス絶対王政期における国王民兵制」『史学雑誌』第九八編六号、一九八九年。
- (41) *Levée des soldats provinciaux*, 1784 [ADML, C5].
- (42) この点に関わって、第一章で、正確に欠ける表現をした部分があるので、ここで訂正をしておきたい。第一章の末尾の部分で地方長官補佐事務所書記が「国王民兵徴募のための名簿作り」をしたと記述したが、これは正確にはこの部分に付した註(5)にもあるように割当て人数を示したものである。くじ引き対象者の名前の載った「名簿」は、都市役人あるいは村総代によって作成される。
- (43) Lettres de Guerche à l'intendant, en date du 21 avril 1759 ; 10 octobre 1760 ; 22 novembre 1760 [ADIL, C48].
- (44) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 28 mai 1763 [ADIL, C79].
- (45) *Instructions pour MM. les subdélégués de l'intendance de Bretagne*, pp. xxi-xxii.
- (46) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 8 mars 1769 [ADIL, C80].
- (47) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 24 mai 1758 ; Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 21 juin 1758 [ADIL, C 42].
- (48) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 17 avril 1765 [ADIL, C 42].

- (49) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 12 décembre 1764 [ADIL, C79].
- (50) ADML, C75.
- (51) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 16 avril 1760 [ADIL, C60].
- (52) Lettre d'Audouin à Pomereu, en date du 10 avril 1728, [ADIL, C33].
- (53) Lettre de Guerche à l'intendant Lesseville, en date du 9 juillet 1732 [ADIL, C33].
- (54) Lettre de Bugace à Guerche, en date de septembre 1733 [ADIL, C31].
- (55) Lettre de l'intendant à Larverdý, en date de février 1765 [ADIL, C328] cité par Jacques Maillard, *Le pouvoir municipal d'Angers*, 2 vol., Presses de l'Université d'Angers, 1984, t. 2, p. 11.
- (56) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 28 novembre 1761 [ADIL, C300].
- (57) Requêtes des habitants d'Angers, en date du 7 novembre 1758 [ADML, C76]; Lettres de Guerche à l'intendant, en date du 7 novembre 1758 ; 9 septembre 1764 [ADML, C76].
- (58) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xxiv.
- (59) Lettre de Trudaine de Montigny à Gluzel, en date du 8 juillet 1771 [ADIL, C132].
- (60) Lettre de Sartine à l'intendant, en date du 30 juin 1777 ; Lettre de l'intendant à Marsaulaye, en date du 6 juillet 1777 [ADIL, C132].
- (61) Lettre de Guerche à l'intendant Lesseville, en date du 25 janvier 1741, [ADML, C17].
- (62) Olivier Couffon, *L'industrie minière en Anjou, I. Les mines de charbon en Anjou du XIVe siècle à nos jours*, Angers, 1911, pp. 41–42.
- (63) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 24 mai 1749 [ADIL, C120].
- (64) *ibid.*
- (65) Mireille Touzery, *L'invention de l'impôt sur le revenu. Taille tarifée, 1715–1789*, Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, 1994, p. 313.
- (66) トゥール地方長官区全体における18世紀の食料危機の過程 Dumas, *op. cit.*, pp. 335–63. 十八世紀後半



- における王権の穀物政策については、阿河雄二郎「18世紀バリの穀物政策」中村賢二郎編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房、一九八六年、所収。
- (67) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 4 décembre 1765 [C96].
- (68) François Lebrun, Les soulèvements populaires à Angers aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles, *Actes du 9<sup>e</sup> Congrès Nationale des Sociétés Savantes*, Nice, 1965, Section d'histoire Moderne et Contemporaine, t. 1 (pp. 119-40), p. 137.
- (69) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 23 novembre 1765 [C96].
- (70) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 22 octobre 1771 [C98].
- (71) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 23 octobre 1771 [C98].
- (72) Jacques Maillard, *op. cit.*, t. 2, pp. 72-74.
- (73) Lettres de Marsaulaye à l'intendant, en date du 21 septembre 1773 ; 11 novembre 1773 ; 25 décembre 1773. [ADII, C95]
- (74) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 7 avril 1772 [ADII, C97].
- (75) ADII, C303.
- (76) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 13 juin 1770 [ADII, C304].
- (77) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 12 avril 1769 [ADII, C319]. マンシエにおける捨児養育院問題  
ごころいせ Maillard, *op. cit.*, t. 2, pp. 135-39.
- (78) Lebrun, *op. cit.*, pp. 298-99 ; *Instruction en forme de règlement adressé à nos subdélégués, médecins, chirurgiens et syndics des communautés relativement aux maladies épidémiques et populaires*, Tours, s. d. (1783) [ADII, C403].
- (79) Lettre de curé de Pommeraye à Marsaulaye, en date du 14 avril 1785 [ADII, C404]. 一七八五年一月七日か  
ら三月一三日までの死者四七名のリストがある。
- (80) アンジェにおけるクードレの助産婦講習会にごころいせ Olivier Couffon, *Les cours d'accouchement en Anjou à*

- la fin du XVIIIe siècle*. Angers, 1913. また、この時期の助産の問題を権力と民衆文化の葛藤から見ている、長谷川博子「権力・産婆・民衆——十八世紀後半アルザスの場合」『思想』七五三号、一九八六年。長谷川まゆ帆「地方長官と助産婦講習会」近藤和彦編『歴史のヨーロッパの政治社会』山川出版社、二〇〇八年。所収も参照。
- (18) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 4 avril 1778 [ADIL, C356].
- (18) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 18 juillet 1759 [ADIL, C346].
- (18) Victor Dauphin et Emile Pasquier, *op. cit.*, p. 32.

### 第三章

- (1) cité par Michel Antoine, *Le Conseil du Roi sous le Règne de Louis XV*, Genève, Droz, 1970, p. 419.
- (2) Daguessau et Tolozan (J. F.), *Règlement du Conseil, précède de l'explication des différentes articles compris dans chacun des chapitres...* Paris, 1786, p. 364, cité par Françoise Hildesheimer, Centralisation, pouvoir local et diplomatique : les ordonnances des intendants, *Bibliothèque de l'École des Chartes*, t. 136, 1978, pp. 46-47.
- (3) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xxvi.
- (4) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 10 avril 1765 [ADIL, C 42].
- (5) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xxvii.
- (6) *Ibid.*, p. ii.
- (7) *Ibid.*, pp. xxviii-xxix.
- (8) エドモンド・ワットソンが調査したプロヴァンスの地方長官について、と留保のあつた *XVIIe siècle à la fin du XVIIIe siècle*. Publication de l'Université de Provence, 1981, p. 53。『フランスの歴史』
- (9) Mémoire sur les fonctions de subdélégué d'intendance, p. xxix.

(10) Lettre à Cluzel, en date du 8 août 1772 [ADIL, C132].

#### 第四章

(1) Lettre du 3 août 1765 [ADIL, C83].

(2) Lettre de Cluzel à l'abbé Terray, en date du 31 décembre 1771 [ADIL, C132].

(3) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 10 décembre 1788 [ADMML C15].

(4) 一七四〇年七月三日付けの回答 [ADIL, C338].

(5) Lettre de Marsaulaye à l'intendant, en date du 13 août 1764; Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 16 février 1765 [ADIL, C328]. なお、この都市制度改革については、拙稿「十八世紀フランスの都市制度と王権——ラヴェルティの改革をめぐる——」(上・下)『東洋英和女学院大学・人文社会科学論集』第五号、第六号一七—三七頁、二九—三七頁、一九九二—一九九三年。

おわりに

(1) 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』日本エディタースクール出版部、一九九八年。

(2) François Lebrun (sous la dir.), *Histoire d'Angers*, Privat, 1975, p.109. ただし、ルブランはすぐれた社会史家ではあるが、地方長官や地方長官補佐の仕事を高く評価し、その一方で伝統的な権力機構である市政府の活動を混乱して狭量であると述べる点では、ひと昔前の制度史家の見解に近い面があり、その点でマルソーレについての評価もやや割り引いて受けとった方がよいかも知れない。

(3) Patrick Cerisier, Les subdélégués de l'intendant Taboureaux et le commerce des grains en Hainaut à l'époque de Terray (1769–1774), *Revue du Nord*, n. 309, a. LXXVII, 1995, p. 30.

(4) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 4 septembre 1751 [ADIL, C 394].

(5) *Ordonnance de Monseigneur l'intendant de la généralité de Tours, du 11 mai 1753, portant défenses aux propriétaires des mines des paroisses de St-Aubin de Luigné, Chaudelond et Chalomes, de faire aucune*

*extraction de Charbon de terre et houille et autorise le Sr Baulh et compagnie, exclusivement à tous autres, à tirer des charbons de terre et houille dans lesdites paroisses [ADML, C 394].*

- (6) Lettre de Derilly à Marchand, en date du 6 février 1757 [ADML, C 19]. 「あの男」というのは、ダールなる人物だが、文脈はよく分らない。